

第 4 期

概要版

柏市ひとり親家庭等自立促進計画

計画策定の趣旨

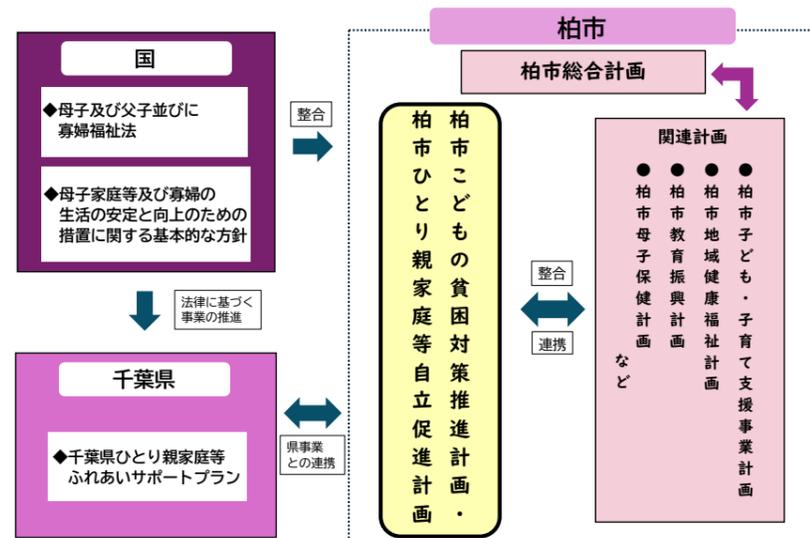
柏市では、母子及び父子並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉法第 12 条に基づき、「第 1 期柏市母子家庭等自立促進計画」（平成 22 年度～平成 26 年度）、「第 2 期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成 27 年度～令和元年度）、「第 3 期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、ひとり親家庭等の自立支援に資するために様々な施策を推進してきました。

このたび、令和 6 年度で終期を迎える第 3 期計画を引き継ぎ、令和 7 年 4 月を始期とする「第 4 期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「本計画」という。）（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定いたしました。この計画では、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」の主旨も踏まえた上で、ひとり親家庭等の社会的な自立の促進とそのこどもの健やかな育成に向けて、総合的かつ計画的に施策の展開を図っていきます。

計画の位置付けと関連計画

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和 2 年厚生労働省告示第 78 号）」を踏まえ策定する、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める「自立促進計画」です。

また、「柏市総合計画」のうち、ひとり親家庭等を対象とする取り組みに関する部門計画として位置付けます。



計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中であっても国の制度改正などひとり親家庭等を取り巻く環境や社会経済状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

柏市の現状

ひとり親家庭等の状況

柏市における人口及び世帯数、18歳未満の児童数は微増傾向となっています。

児童生徒数の内訳については、中学生が増加しているものの、小学生は減少しています。

また、児童扶養手当の認定者である、ひとり親世帯については、世帯数及び児童数は減少傾向となっている一方、中学生及び高校生等の受給児童数の割合は増加しています。

項目		令和元年度	令和 5 年度
常住人口		426,224 人	432,985 人
うち 18 歳未満		65,990 人	66,204 人
世帯数		187,739 世帯	196,147 世帯
児童生徒数	小学生	22,116 人	21,948 人
	中学生	9,857 人	10,538 人
児童扶養手当 (ひとり親世帯)	認定世帯数	2,807 世帯	2,582 世帯
	受給世帯	2,266 世帯	1,976 世帯
	支給停止世帯	541 世帯	606 世帯
	受給児童数	3,404 人(5.2%) ^{※1}	2,979 人(4.5%) ^{※1}
	未就学児	568 人(16.7%) ^{※2}	458 人(15.4%) ^{※2}
	小学生	1,217 人(35.8%) ^{※2} (5.5%) ^{※3}	930 人(31.2%) ^{※2} (4.2%) ^{※3}
	中学生	756 人(22.2%) ^{※2} (7.7%) ^{※3}	737 人(24.7%) ^{※2} (7.0%) ^{※3}
高校生等	863 人(25.4%) ^{※2}	854 人(28.7%) ^{※2}	
離婚率		1.62% ^{※4}	1.51% ^{※4}

常住人口、世帯数は各年度 4 月時点、児童生徒数は各年度 5 月時点、児童扶養手当は各年度 1 2 月末時点、離婚率は令和 2 年及び令和 5 年の 1 月～1 2 月の数値

- ※1 18歳未満人口に占める割合
- ※2 受給児童数に占める割合
- ※3 児童生徒数に占める割合
- ※4 人口動態調査で算出された1,000人あたりに占める離婚した人の割合

基本理念

すべてのひとり親家庭等に
“あんしんの環”を広げるまち

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入面や時間の制約を受けることが多く、安定した収入を得ることと子育ての時間を確保することの両立が困難となる「負の連鎖」に陥ってしまう傾向があります。

そこで、第 3 期計画では「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活への支援に取り組んできました。

第 4 期計画では、第 3 期計画の基本理念を引き継ぐとともに、“あんしんの環”をさらに広げることを目指し、「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を広げるまち」を基本理念として、すべてのひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることやその家庭におけるこどもたちが、将来に向かって夢や希望をもって、いきいきと成長することができるまちを目指します。

基本目標

基本目標1 子育て・生活支援の推進

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育・育児の支援や住宅の確保など、多様なサービス及び子育て支援事業の充実を図っていきます。

また、子育てにおいてひとり親家庭等が孤立することがないように、子育てに関する相談や情報提供等の充実を図ります。

あわせて、ひとり親家庭等の子どもたちに向けて、基本的な生活習慣の習得や学習支援を行い、子どもたちが将来、社会で自立した生活が送れるよう支援に取り組んでいきます。

▶ 主な事業

(1) 保護者の生活支援

一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業 等

(2) 学習の支援

こどもの生活・学習支援事業、学習支援事業

(3) 住宅確保に向けた支援

市営住宅への入居の優遇、住居確保給付事業 等

基本目標2 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業し、安定した収入を得ることができるよう、きめ細やかな就労相談及び就労支援を実施し、経済的な自立に向けた支援を推進していきます。

また、就職や転職を考えているひとり親に対し、自らが望む就業に結びつくよう、資格や技能を習得するための講習会の実施、資格取得中の生活費の負担軽減、教育訓練講座の受講修了者に対する給付金の支給など、幅広い就業支援に取り組んでいきます。

▶ 主な事業

(1) ひとり親家庭に対する就労の支援

就業・自立支援センター事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業 等

(2) 就労と子育てとの両立に対する支援

保育所、こどもルーム、ファミリー・サポート・センター事業 等

(3) ハローワーク等との連携強化

就業相談事業

基本目標3 養育費確保支援の推進

生活の安定とこどもの健やかな成長のためには養育費が欠かせないことから、養育費の取り決めや確保、親子交流に関しては、専門的知識を持つ弁護士等による相談事業を実施するなど、養育費等の確保に向けた相談支援の取組を進めていきます。

▶ 主な事業

(1) 養育費確保の支援

養育費確保に関する周知、養育費等無料法律相談、離婚前後親支援事業

基本目標4 経済的支援の推進

児童手当の給付をはじめとする各種手当や貸付・助成など経済的負担を軽減する施策に取り組んでいきます。

また、子どもたちの未来が経済的な状況によって左右されることのないよう、教育や就学に対する支援体制の充実を図ります。

▶ 主な事業

(1) 子育てに関する経済的支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付 等

(2) 教育に関する経済的支援

就学援助制度の充実、地域クラブ参加費支援事業補助金 等

基本目標5 相談支援体制の推進

子育てのみならず生活面や就労など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩み・課題に対して、プライバシーに留意しながらきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報が届くよう、関係機関・団体との連携を深め、積極的な情報発信にも取り組んでいきます。

▶ 主な事業

(1) 相談支援体制の強化

母子・父子自立支援員相談事業、ひとり親家庭等に対する自立支援

(2) 情報提供の充実

ひとり親サポートガイドの作成、メール等を活用した情報発信 等

各種制度の周知を図り、身近な方法でより分かりやすく、利用しやすい情報提供も進めながら、相談支援体制を充実していきます。

令和7年(2025年)3月

発行：柏市 編集：こども部こども福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 TEL：04-7167-1595